

市民相談(10月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

女性のための悩み相談(1人50分)

心理臨床カウンセラー・中井紀子氏
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いずれも市役所5階相談室507

備当日直接

LGBT人権相談

相談員 トランスジェンダー当事者

毎月第3水曜日17:00～20:00

予人権室に電話で

場上記いずれも市役所5階相談室507

人権電話相談(1人30分)

毎月第2・4金曜日17:00～20:00

問人権室

TEL06-6992-1512

福祉の総合相談

時①平日9:00～17:30

②平日10:00～16:00(表の開催日時を除く)

③平日(表のとおり)

場①市役所7階守口市社会福祉協議会

②藤田事務所(藤田町4-20-1)

③各コミュニティセンター

備当日直接

問守口市社会福祉協議会

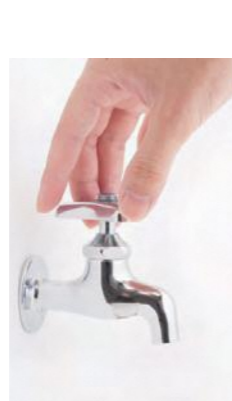
TEL06-6992-2715

毎月	場所	10月
第1火曜日	西部	4日
第2火曜日	北部	11日
第3火曜日	錦	18日
第4火曜日	八雲東	25日
第1木曜日	庭窪	6日
第2木曜日	南部エリア	13日
第3木曜日	東部エリア	20日

毎月	場所	11月
第1火曜日	西部	1日

時すべて10:00～12:00

TEL06-6992-1748



問水道局お客さまセンター
TEL06-6991-6771

市内の水道工事は、水道条例により「市指定給水装置工事業者」以外は施工できません。
新築、増改築その他工事で水道工事をすることは、市指定給水装置工事業者に申し込み、水道局に給水装置工事申込書を提出し、事前に水道局の承認を得るようしてください。
なお、市指定給水装置工事業者一覧は、市ホームページを確認してください。

浸水被害軽減のための

下水道工事を実施

守口市では、浸水対策事業として本町松下線築造工事を進めています。この工事により守口排水区の浸水被害が軽減されることとなります。工事は、ミニシールド工法という工法を採用しています。この工法はシールドマシンとよばれる機械を使って地中を掘り進んでいき、掘った部分が崩れてこないように、シールドマシン内部でブロック状の壁(セグメント)をリング状に組み立てていきます。現在、シールドマシンを使い、掘り進めています。工事に関する情報は今後、市ホームページにも公開していきますので、興味のある人は、ぜひご覧ください。

水道(給水装置)工事は市指定業者へ

市内の水道工事は、水道条例により「市指定給水装置工事業者」以外は施工できません。

新築、増改築その他工事で水道工事をすることは、市指定給水装置工事業者に申し込み、水道局に給水装置工事申込書を提出し、事前に水道局の承認を得るようしてください。

なお、市指定給水装置工事業者一覧は、市ホームページを確認してください。

消費生活センターだより

～その契約、ちょっと待って！ 広告・セールストークに注意～

「今だけ・今なら〇〇%引き」「驚きの効果」「キャンペーン中」など魅力的な言葉が広告、セールストークにあふれています。すぐに申し込みたくなる気持ち…

「でもちょっと待って！」

本当にお得なことばかりでしょうか？期待通りの効果があるのでしょうか？すぐに申し込んでしまっているのでしょうか？

▼電話勧誘販売・訪問販売

例：「今なら安くなる」「点検に来ました」「交換時期ですよ」など

給湯器の交換、家屋の修理など、さまざまな業者からの電話勧誘販売・訪問販売は、突然の勧誘のため、冷静な判断ができないことがあります。販売員の話に引きつけられても、その場での契約は避け、複数の業者とよく比較検討しましょう。契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフが可能です。

▼美顔・脱毛・痩身エステ

例：「体験コース〇〇円」「支払いは分割で」など

お試し施術後に、高額なコースを勧誘されることがあります。本当に通い続けられるのか、支払い続けられるのか、考える時間が必要です。契約する前に、施

術内容や契約条件について契約書面などをよく読んで、しっかりと説明を受けましょう。しまったと思ったら契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフが可能です。

▼通信販売

例：「お試し価格」「〇〇に効く」など

通信販売は、実際に手に取って商品を確認できません。イメージと違っていたり、自分の体形・体質に合わない場合もありますが、必ずしも返品・交換できるとは限りません。通信販売はクーリング・オフ制度がありませんので、原則、広告や規約などに表示された返品や解約の条件に従うことになります。契約する前に、必ず、返品・交換が可能か確認しましょう。

トラブル防止のためには、すぐに契約を決めず、契約前に冷静になり、本当に必要かどうか、しっかり契約内容を確認することが大切です。

問消費生活センター相談専用電話
TEL06-6998-3600
時9:00～16:30(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日・祝日)
TEL局番なし188
時10:00～16:00



10月は食品ロス削減月間

本来食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」の量は、年間522万トンにもなります。中でも、家庭から排出される食品ロス量は247万トンであり、全体の半分以上に当たります。

大阪には、食材を余すところなく使い切る「始末の心」という食文化があります。家にある食材で料理を作り、食べきるなど、おいしく食品ロスを削減しませんか。

お買い物の際は…必要なものだけを買う、使い切れる量を買われる量を買う、保存の際は…保存方法に従って最適な場所に保存する、冷凍・乾燥・塩蔵などの下処理を行って保存する

調理の際は…残っている食材から使う、食べきれない量を作る
調理後は…冷蔵庫内を整理する
問環境対策課
TEL06-6992-1508



ニュースポーツを楽しもう

講習会日時	場所	内容
10月9日(日) 正午～16:00	中部エリア コミュニティセンター 体育室	シャッフルボード スリータッチボール 卓球・ポッチャ
10月23日(日) 9:00～正午	東部エリア コミュニティセンター 多目的ホール	スリータッチボール ガラッキー ラダーゲッター ポッチャ

講市生涯スポーツディレクター 持上靴、飲み物
問生涯学習・スポーツ振興課 TEL06-6995-3159

なくそう部落差別調査

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が発効推進月間
「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、部落差別事象の発生を防止し、基本的な人権を擁護するため、部落差別を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為を規制しています。部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

問大阪府民文化人権局 人権擁護課 人権・同和企画グループ
TEL06-6210-9282

